三原駅東・西自転車等駐車場機械警備業務仕様書

１　目　的

三原駅東・西自転車等駐車場（以下「駐輪場」という。）の機械警備をすることで、施設の保全、施設内での不正及び迷惑行為等を警戒、防止し、もって健全な駐輪場の利用を図ることを目的とする。

２　警備対象施設

三原駅東自転車等駐車場、三原駅西自転車等駐車場

３　施設の概要

名　　称	三原駅東自転車等駐車場	三原駅西自転車等駐車場
所 在 地	三原市城町１丁目１番４４号	三原市港町１丁目１番１号
床 面 積	２，７５４．４㎡	２，５２３．１４㎡
構　　造	鉄骨造２階建	鉄骨造２階建
駐車台数	１，５５０台	１，５７０台

利用時間は、両駐輪場ともに３６５日２４時間利用可能

４　業務の時間

全日（ただし、警報装置の解除操作時を除く）

５　警備方法

施設内に警報装置を設置し、受注者の本社又は通信指令本部と一般公衆回線により接続する自動監視方式による機械警備とする。

(1)　警報装置の機能

・盗難防止のため、施設内に侵入するものを早期に発見する機能
・ガラス等を破損し、施設内へ侵入したものを早期に発見する機能
・火災の発生を探知する機能
・機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能
・警備の開始、解除の操作を行う機能
・基地局に異常等の信号を送信する機能
・一般公衆回線の断線を監視する機能

(2)　警備機器の設置箇所

機械警備機器の設置箇所については、図面に定めるとおりとする。

ただし、図面と同等若しくはそれ以上の警備水準が保てるのであれば、図面どおりでなくてもよい。

(3)　異常事態発生時の対応

異常事態発生の信号が発せられた場合には、直ちに、警備員を現場に急行させ、異常事態の確認を行うとともに、迅速かつ適切な処置を講じ、状況に応じて関係機関（消防、警察など）へ連絡すると同時に、市が別に定めた職員に連絡すること。

６　警報装置の保守点検及び維持管理

施設に設置した警報装置の保守点検及び維持管理は、次のとおりとする。

①　設置した警報装置は、受注者の責任において保守点検を行い、常に正常な機能を発揮するように維持管理すること。

②　受託期間中の警報装置の誤作動によって生じた損害は､受注者の負担とすること。

③　事故や機器更新などにより機械警備ができない場合は、受注者において代替警備（常駐による警備等）を行うものとする。

④　施設に設置した警報装置について受注者は、受託期間が満了したときは速やかに原状に復すること。(契約解除による場合も同じ。)

ただし、現状のままとすることにつき当事者の合意があるときは、この限りでない。

７　施設の鍵の貸与

施設の鍵の貸与については、次のとおりとする。

①　業務遂行上必要とする施設の鍵については、これを貸与することとする。

②　貸与した施設の鍵は、これを複製しないこと。

③　契約終了時には、貸与した施設の鍵を返還すること。

８　警備員の資格

警備に従事する者は、警備業法及び同法施行規則に規定する教育を修了した者であること。

９　警備状況報告書

受注者は、次の報告書を作成し、三原市建設部土木管理課に提出すること。

(1)　警備報告書

警備実施状況や点検確認状況などを記載した警備報告書を月ごとに作成し、翌月の１０日（当該日が土、日、休日に該当する場合は、その直後の平日）までに提出すること。

(2)　異常事態発生報告書

警報装置による信号が発せられた場合には、適切な処理をするとともに、異常内容及び処理状況について、速やかに報告書を提出すること。

１０　損害の補償及び免責事項

損害の補償及び免責事項は、次のとおりとする。

(1)　補償事項

①　受託期間中に警備員の責任において発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者が補償すること。

②　受託期間中に警備員が被った損害については、受注者が補償すること。

(2)　免責事項

①　発注者の瑕疵によるもの。

②　受注者の責によらない一般公衆回線の不通によるもの。

③　天災地変その他不可抗力によるもの。ただし、適切な対応を怠ったことによる損害と認められる場合は、この限りでない。

１１　委託業務遂行上の義務

業務遂行に当たっては、次の事項を十分に留意しなければならない。

・十分な注意を持って委託業務に当たること。
・本業務を行うに当たっては、法令等を順守すること。
・受注者は、従事する警備員に対し警備業務を適正に実施させるため、関係法令で定めるところにより教育を行うとともに、必要な指導及び監督を行うこと。
・職務上知り得た事項は、第三者に漏洩してはならない。
・駐輪場敷地内での拾得物があった場合は、速やかに市に届け出ること。
・業務遂行時間中は、受注者の指定する服装、装備品及び名札等を着用すること。

１２　その他の事項

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、必要に応じて両者の協議をすることとし、お互いに誠実に対応することとする。

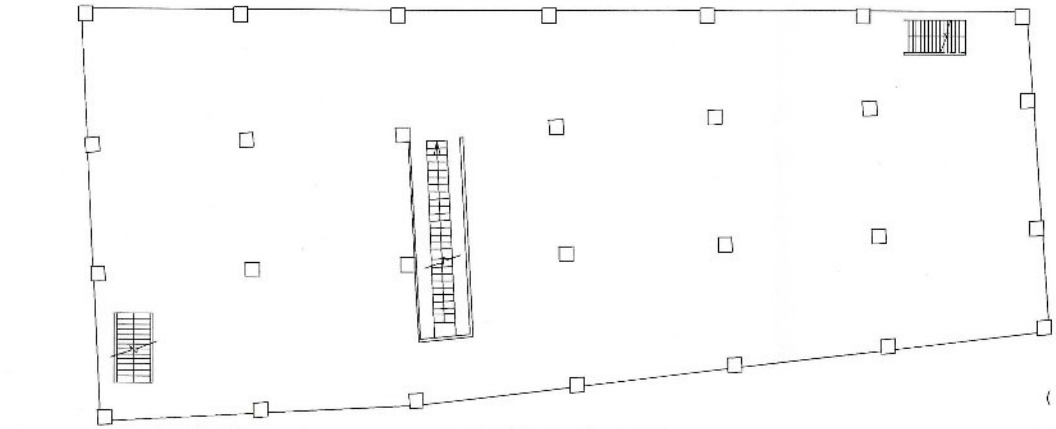

（２階）

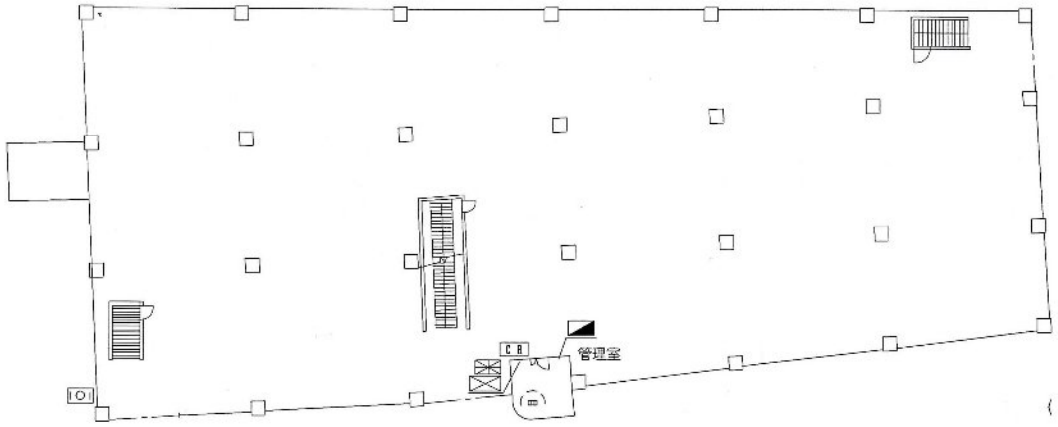

（１階）

記号	品名	数量
	空間センサー	1
CR	カードリーダー	1
	送信機	1
	『既設』自動火災報知機（接点取り）	1
IO	『既設』保安器	1
	『既設』分電盤	1

三原駅東自転車等駐車場　機械警備機器設置図

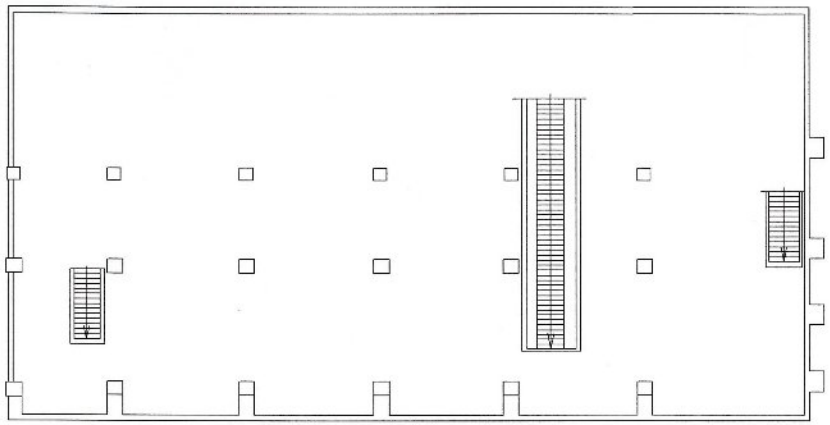

2階

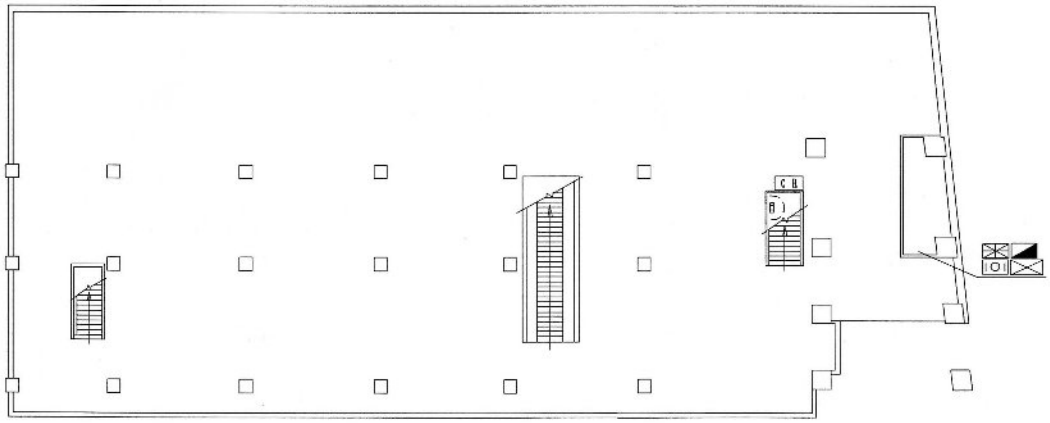

1階

記号	品名	数量
	空間センサー	1
CR	カードリーダー	1
	送信機	1
	「既設」自動火災報知機（接点取り）	1
	「既設」保安器	1
	「既設」分電盤	1

三原駅西自転車等駐車場　機械警備機器設置図